

## 宇治市地域防災計画の改定初案に対する パブリックコメントの実施結果及び最終案について

### 1. 主な改定項目

- (1) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表に係る改定
- (2) 長谷川洪水浸水想定区域図の公表に伴う改定
- (3) 避難情報の発令に係る改定
- (4) 災害の予防に関する改定
- (5) その他時点修正等

### 2. パブリックコメント等の結果

(1) 実施期間 令和2年3月6日（金）～4月6日（月）

(2) 意見提出結果

○意見提出者 9人

①窓口へ持参	2人
②郵送	2人
③FAX	4人
④Eメール	1人
⑤投書箱	0人

○意見数 21件

1 複数の編に関わる意見	11件
2 一般対策編	6件
3 震災対策編	2件
4 事故対策編	0件
5 資料編	0件
6 その他	2件

○関係機関等による意見 9件

(3) 寄せられたご意見及びそれに対する宇治市の考え方

資料1

(4) 修正数 9箇所

パブリックコメントによる修正

:なし

関係機関等の意見等による修正

:9箇所

資料2

### 3. 今後の予定

宇治市防災会議：地域防災計画改定の決定

●宇治市地域防災計画(改定初案)に寄せられたご意見及びそれに対する宇治市の考え方

資料1

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
1	① ② ③	<p>情報伝達の課題を検討してほしい。 有効な情報伝達の実現に向けてのシステム作り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への効果的情報伝達</li> <li>・統一性のある情報提供の実現</li> <li>・わかりやすい情報提供の促進</li> <li>・情報伝達手段の市民への周知徹底</li> </ul> <p>※災害による被害を最小限に止めるには、災害に関する重要な情報を正確・確実・迅速に住民に伝えてほしい。</p>	<p>災害時には、宇治市ホームページによる掲載、FMうじラジオ放送、NHKデータ放送、京都府防災防犯情報メール、エリアメール・緊急速報メール、広報車や職員による巡回広報等の様々な手段によって、避難に関する情報を発信しております。なお、情報収集の方法は、平成30年10月発行の「くらしの便利帳」にも掲載しているところであり、市民の皆さま自らが複数の手段により情報を入手していただき、避難につなげていただくことが重要と考えております。</p> <p>今後も引き続き市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行うとともに、市民の皆さまへの情報伝達手段の研究に努めてまいります。</p> <p>【一般対策編 第3編 第6章 広報・広聴活動計画】  【震災対策編 第3編 第4章 広報・広聴活動計画】  【事故対策編 第3編 第4章 広報・広聴活動計画】</p>	修正なし
2	① ② ③ ④	<p>防災計画の資料に避難場所ごとの収容人数の掲載がありますが、非現実的な数値を感じます。施設分に約8万弱、空地に31万弱の収容人数となっていますが内訳をみると例えば東宇治高等学校の空地に10,000人、文化センターの施設に5,710人などとなっていますが首をかしげる様な数値となっています。又、宇治市は洪水の災害の起きやすい地形ですが洪水時に使えない施設や、アクトパル宇治など非常時交通手段がはたしてあるのかと思う施設もあります。集会所や協定を締結している個所もあるにせよ、現実的な人数の設定をして現状把握をしたうえで特に屋内退避の施設を考えないと、歴史館の様な優先順位の低い施設を巨費を投じて作ってしまう様な悪政につながってしまうと思います。住民の日々の暮らしの為に税を使っていただくためにもお願いします。</p>	<p>避難所の収容人数の算定については、就寝場所と荷物を置くスペースを含めて避難者一人あたり約3m<sup>2</sup>で算定しております。空地につきましては、避難所としてではなく待機場所としての収容人数をお示しているところです。</p> <p>避難所施設は、災害発生時、迅速に避難場所の開設を行うことが可能な指定緊急避難場所、避難者が増大した場合などに速やかに被災者等を受け入れることが可能な指定避難所、災害がある程度落ち着き長期的に避難が可能なその他避難所を避難所として設けております。</p> <p>なお、台風接近等の事前に予測が可能な災害の際には、状況に応じ早期に指定緊急避難場所を自主避難所として開設しているところです。</p> <p>【一般対策編 第3編 第12章 避難収容対策計画】  【震災対策編 第3編 第10章 避難収容対策計画】  【事故対策編】第3編 第8章 避難収容対策計画】  【資料編 資料1-2】</p>	修正なし
3	① ②	<p>防災計画で市側の様な御苦労はよくわかりますが、もう少し市側の努力、熱意を市民が実感として把握できることが望ましいと思う。それには、防災リーダー講習会を市民、一般の希望者にまで拡げたら良いのでは。</p> <p>人数の調整等で困難なところはあるが、一人でも多くの市民に実感として防災の必要を認識してもらうことが大切と思う。</p> <p>自治会で防災訓練を年二回しても、住民の反応が鈍い。</p>	<p>日頃より自主防災リーダーの方には地域での防災啓発活動にご尽力いただいているところです。市の開催する防災訓練での講習会につきましては、防災リーダー以外の市民の方にもご参加いただいている講習会でございます。他の防災リーダーフォローアップ研修についても研修内容によっては、防災リーダー以外の方にも参加していただけるよう検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【一般対策編】第2編 第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上】  【震災対策編】第2編 第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上】</p>	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
4	① ② ③	<p>防災計画が存在していることを認識する場がなく問題だと思います。(周りを見渡しても目に入っこない)過多でも不安を煽るだけ、逆にストレスかもしれません住民の認知度に問題があるとの意見書が出てから感じた。防災計画書に関しては「全て」が記載されてるが故に見づらさがありました。</p> <p>議員の方のように河川の危険を知らせる案内方法(通達)や目視方法が不明。に共感しています。インターネットが切断された際の災害情報の収集をラジオ以外に有効な施策を作って頂きたいです。</p> <p>各町内会からの任意での防災計画提出にも驚いています。強制はせずとも連携は図るべきです。</p>	<p>宇治市地域防災計画には、防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題等について明記されており、市民の皆さんに対して取り組んでいただく課題等について、防災出前講座等の機会を通じて周知に努めているところでございます。</p> <p>災害時には、宇治市ホームページによる掲載、FMうじラジオ放送、NHKデータ放送、京都府防災防犯情報メール、エアーメール・緊急速報メール、広報車や職員による巡回広報、ハザードマップの周知等の様々な手段によって、避難に関する情報を発信しております。情報に関しては、複数の手段で情報を入手していただき避難につなげていただきたいと考えております。</p> <p>今後も引き続き市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行うとともに、市民への情報伝達手段の研究に努めてまいります。</p> <p>また、各町内会から提出される自主防災マニュアルは、毎年提出を依頼し、見直し等を行っていただいております。マニュアルの作成、見直しにあたっては町内からのご相談に応じてアドバイスにあたり、地域と連携を図っているところであります。</p> <p>【一般対策編 第1編 第1章 計画の方針】  【震災対策編 第1編 第1章 計画の方針】  【一般対策編 第3編 第6章 広報・広聴活動計画】  【震災対策編 第3編 第4章 広報・広聴活動計画】  【事故対策編 第3編 第4章 広報・広聴活動計画】</p>	修正なし
5		<p>「南海トラフ地震に関する情報」の発表に係る改定</p> <p>①内容      &lt;気象庁から発表される情報と本市の対応&gt;      これまで5つの情報(黒色で塗りつぶし)に加え新しい情報を追加する。      (情報名)→南海トラフ地震情報</p> <p>②(情報発表条件)→南海トラフ地震につながるゆっくりすべりが発生した場合      (本市の対応)→災害警戒本部</p> <p>②理由 静かな揺れが巨大地震につながる ゆっくりすべりという現象に、関心を持たれている。目立った揺れがないからといって安心できない。</p>	<p>南海トラフに関する情報については、気象庁が南海トラフ全域を対象に地震発生の高まりをお知らせするもので、ゆっくりすべりも含めて「南海トラフ地震に関する情報」として発表されるところでです。今後も、発表される情報に伴い、本市においても災害警戒本部を設置し、警戒にあたってまいりたいと考えております。</p> <p>【震災対策編 第5編 第5章 災害に強い安全なまちづくり推進】</p>	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
6	① ④	<p>平成30年10月5日に公表された「弥陀次郎川・戦川・新田川洪水浸水想定区域図」では、戦川・新田川に合流する川ではありますが、想定区域別々であるため、新田川に水位計を設置して水位周知河川として氾濫危険水位や避難判断水位を明確に示してほしいです。</p> <p>次に、車中泊についてや避難所でのペットの扱いについてもそれぞれ地域防災計画に見解を記載していただきたいと思います。</p>	<p>弥陀次郎川、戦川、新田川はいずれも府管理河川で、京都府のホームページで浸水想定区域をご覧いただくことが可能で、本市のハザードマップでもお示ししているところです。浸水につきましては、0.5m未満の区域と0.5mから1mの区域がございます。また、河川の水位計につきましては、府管理河川であり京都府により設置されるものです。今後も京都府と連携を密にし、災害対応の課題としてとらまえたいと考えています。</p> <p>【一般対策編 第2編 第2編 災害に強い宇治市づくり】 【資料編 2-5】【資料編 2-47】</p> <p>車中泊や避難所でのペットの扱いについては、防災訓練での避難所運営訓練、関係団体による展示、地域での防災出前講座等の機会に周知しているところです。今後、防災計画の明記についても検討してまいります。</p>	修正なし
7	②	<p>まち協役員から「市の防災の会議に参加したが、計画遂行の前提となる市役所の防災体制で『2012年の災害の時に、職員は半分も出勤できなかった。』と聞いた。計画を担う職員が来れないのではいくら良い計画をつくっても役に立たない。と思った。」との防災計画に対する根本的な意見が出された。 実際にどうであったのか、詳細な検証が必要と考える。</p> <p>なぜ出勤ができなかつたのか。その要因について、自ら被災したのか。交通機関が利用できなかつたのかなどを分析する必要があると考える。</p> <p>市役所の防災体制で配置されている職員は、災害時に30分以内、遅くとも1時間以内に出勤できることが可能な体制になっているのか。</p> <p>住民の命と暮らしを守る公務につく職員の存在は、災害時には特に重要である。日常的には頭数が揃っていても、災害時に対応できる職員数は、嘱託職員、アルバイト職員等も可能なのか。すぐに出勤できる市内居住の職員数は…などの検証が必要と考える。</p>	<p>本市では災害時の動員基準を定めており、予測される被害などに応じ、動員数、参集時間を検討し対応することとしております。閉庁時の夜間、休日等の勤務時間外の災害発生時における動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡を行うこととしており、動員人数についても定めているところであります。大規模災害時には、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより動員が困難な場合も想定して、災害対策本部の事務局体制が整うまでの間、応急的に事務局の業務を担当する初動対応を担当する職員を市役所近隣に居住する職員から指定を行っており、職員を招集することとしております。</p> <p>また、初動対応訓練等も実施しており、早期の職員動員が行えるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【一般対策編 第3編 第3章 動員】 【震災対策編 第3編 第2章 応急活動体制】</p>	修正なし
8	① ④	宇治市地域防災計画(改定初案)(2)長谷川洪水浸水想定区域図の公表に伴う改定について なぜ今回、京都府が区域図を公表したのか。それも城陽市内の河川が宇治市内へも洪水被害をもたらすようになったのか。など危険度についての記載が必要と考える。	<p>平成27年の水防法の改正により、想定最大規模降雨の全国統一基準が設定されたことから、洪水浸水想定区域図の見直しが行われたところであります。長谷川については、令和元年10月4日に公表されたものです。本市では次回ハザードマップ更新時に、長谷川浸水想定区域図の掲載を行い、浸水の危険などについてもお知らせしたいと考えております。</p> <p>【一般対策編 第2編 第2章 災害に強い宇治市づくり】 【資料編 資料 2-47】</p>	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
9	①	<p>【一般対策編第3編第11章第1節】【資料編資料2-48】天ヶ瀬ダムの放流連絡の運用見直し及び京都府土砂災害警戒情報システムの表示変更に伴う避難情報の発令基準を見直した。について 上記に関連して「一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第4章 水防上必要な活動 (2) 天ヶ瀬ダムの洪水調節及び概要」の項に、天ヶ瀬ダム再開発事業により、ダム左岸の新設トンネルからの規模、及び計画最大放流量が毎秒1500トンになることを挿入する必要がある。</p> <p>天ヶ瀬ダムは、今後、現在の放水門とトンネル放水路との併用で放流されることとなるが、ダム操作規則においてもトンネル放水路優先の規則に変更することが必要と考える。</p> <p>事前にダムの水位を下げる事前放流をすることが2013年9月の豪雨災害で明らかになった。ダム操作規則にこのことを明記し、実施することが必要不可欠な防災対策である。</p>	<p>天ヶ瀬ダム再開発事業につきましては、所管する国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所が行っており、令和3年度完成予定です。また、宇治市地域防災計画の改定につきましては、事業の完成や規則改正など必要に応じて行ってまいりたいと考えており、淀川ダム統合管理事務所に確認を行っていただいた中で、改定をしております。</p> <p>ダムの操作規則につきましても、淀川ダム統合管理事務所の所管となるところであります。今後も淀川ダム統合管理事務所と密に連携を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>【一般対策編 第3編 第4章 水防上必要な活動】</p>	修正なし
10	⑤	パソコンで「宇治市地域防災計画」を探したら、まず出てきたのが、「お探しのページを見つけることが出来ません」でした。これでは緊急事態に応えられません。早急に組織を作り、体系化して明示することが重要と思われます。南海トラフが暴れるのは明日かもしれません。	今年度、宇治市ホームページの更新に際して一時的に表示されなかったところでございます。市民の皆さんに、必要な時に必要な情報が届けられるよう、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。	修正なし
11	① ②	<p>「災害に対処するための教訓」:[一般市民向けを念頭に]          -釜石小学校での取り組みで、3・11日99%が安全に避難できた。それは、日頃の訓練が身に着いていたからです。(600人だったか)          -津波が来たら「みんな勝手にてんでんこ」人のことをかまわずそれぞれ走れ          -釜石近くの集落の人全部助かった例がある(死んだ人はいなかった)。「海水がないから、と浜辺に出て帰らぬ人になった一人はよそ者だった」          -稲村の庄屋の話。</p> <p>※一般市民が日頃身に着け、関心を寄せていることが何よりも大切。⇒三助の一体化          a. 安全のための組織づくり :公助          b. 市民一人ひとりの自覚 :自助          c. 市民のコミュニケーション :協助</p>	<p>過去の災害から得られる教訓は、市民の皆様に防災出前講座等で周知に努めています。災害が発生した際に被害を小さく抑えるためには、公的機関による取組(公助)の他、「自分の身は自分で守る」(自助)、「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助(互助))という心構えについてお伝えするとともに、広く地域の防災意識を高め、地域での協力・助け合いが有効であることの周知に努めているところです。</p> <p>【一般対策編】第2編 第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上】          【震災対策編】第2編 第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上】</p>	修正なし
12		<p>感染ウイルスを巡って、人間の卑しく、慢心している心理状態が垣間見られますが、こういう災害からも学ぶべきことがあります。身近な例として学びたいもの。</p> <p>①・向こう三軒両隣:日頃から風通しの良い間柄にしておく          ③・トイレットペーパー、マスクなどの買い占めや高値化          -コロナにかかっていると、うそぶく          -弱い立場になっている人を差別する ·立場を利用する</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、宇治市新型インフルエンザ等行動計画により対応しているところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症における課題については、災害時にも共通する部分があるため、今後の検証を参考に災害対策に活かしてまいりたいと考えております。</p> <p>【一般対策編 第3編 第6章 広報・広聴活動計画】          【震災対策編 第3編 第4章 広報・広聴活動計画】          【事故対策編 第3編 第4章 広報・広聴活動計画】</p>	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
13	① ②	<p>森本町内ですが、南北に戦川、大鳳寺川が流れています。近辺にはやはり宇治川に流入するかわが数本あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦川：拡幅工事中ですが新しい下ノ橋に名称がついていません。</li> <li>ここに集まれというとき、川とか橋とかが名指しされことが多いですから、いずれにも名前を付けておくのがよいと思います。</li> <li>・府道大鳳寺川の「北方の川」の橋に『明星橋』といふのがありますが、天の明星町住宅とは、ちょっと離れていますし、この橋名の言われは？</li> <li>・数本ある川を皆「戦川」でごまかしているきらいがあります。</li> </ul> <p>川と橋の名称の明示をお願いします、災害時には避難路と合わせて大きな役割を果たすと思います。</p>	<p>普段から市民の皆さま自らが、災害時の避難場所や避難経路の確認をしていただくことが、災害時には重要なことと考えております。実際に避難場所までの経路を歩くことにより、危険箇所が発見でき、災害発生時の避難に役立ち、その情報を地域で共有いただくことが有効なものになると考えております。</p> <p>【一般対策編 第2編 第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上】 【震災対策編 第2編 第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上】</p> <p>川及び橋の名称の明示等につきましては、府道、府の河川であれば府へ、市道、市の河川につきましては市が担当して明示することとなります。所管する担当課の方へお伝えさせていただきますので、ご了承ください。</p>	修正なし
14	① ②	<p>JR複線化工事が行われています。</p> <p>防音壁が作られてきていますが、森本住宅内にある「避難口」に見合うJR線を横切る「避難口・避難道」が確保されているのでしょうか。</p> <p>かつて降雨冠水でJRガード下が不通になったことがあります。</p>	<p>普段から市民の皆さま自らが、災害時の避難場所や避難経路の確認をしていただくことが、災害時には重要なことと考えております。実際に避難場所までの経路を歩くことにより、危険箇所が発見でき、災害発生時の避難に役立ち、その情報を地域で共有いただくことが有効なものになると考えております。</p> <p>【一般対策編 第2編 第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上】 【震災対策編 第2編 第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上】</p> <p>JR線を横切る避難口・避難道の確保ですが、市の事業としては計画にございません。所管する課の方へお伝えさせていただきますので、ご了承ください。</p>	修正なし
15	① ②	<p>森本地区の避難場所は南部小学校と聞いたことがあります。</p> <p>水は低地位に集まるわけですから、宇治川に向かって避難することは理にかなっているとは言えないと思います。森本町の避難場所は東のJR線を越え府道を超えて直近にあるのが有益です。(三室戸小は遠すぎます…)</p> <p>防音壁避難口と府道東側の安全避難場所についてご一考ください。</p>	<p>災害時の避難につきましては、必ずしも決められた避難所に避難するものではなく、災害の種類、程度により地域実情に応じて避難していただくことをお願いしております。普段から、避難場所までの複数の避難経路の確認が、災害時には重要なこととなります。避難場所までの経路を歩くことにより、危険箇所が発見でき災害発生時には避難に役立ち、その情報を地域で共有していただくことが有効なものになると考えております</p> <p>【一般対策編 第2編 第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上】 【震災対策編 第2編 第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上】</p>	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
16	⑤	宇治市は2012年8月のゲリラ豪雨による災害、2013年の天ヶ瀬ダムの1,150トン放流による水害を経験した。また、天ヶ瀬ダム再開発計画による、塔の島地区工事が昨年6月終了したとされるが、塔の島の上流部における工事が引き続き行われている。宇治市がダム観光を打ち出しながら、白虹橋から天ヶ瀬ダムに至る道路が、昨年9月の台風時に生じた崩落でいまだに通行止めになっている。これらの点から危惧する事柄についていかに検討されているか説明がなされることを期待する。	ご指摘の工事箇所につきましては、国土交通省が所有されております。昨年、私道法面から土砂が崩落し、応急復旧されていると伺っており、安全性が十分に確保されていないことから通行止めとされている状況です。現在、復旧に向け国土交通省と市で協議を進めており、今後も連携を密にして対応していきたいと考えております。	修正なし
17	①	戦川・新田川・弥陀次郎川上流域の開発について 2012年の水害時に比べ、上記流域の開発が進行し水害のリスクが高くなっていると考える。また、JR奈良線の複線化に伴う工事ではJR敷地境界に連続的なコンクリート壁を造っている。洪水が生じた場合、2012年水害と異なる被害が出る可能性がある。	平成27年に水防法の改正に伴い、戦川、新田川、弥陀次郎川の洪水浸水想定区域の見直しが行われ、平成30年10月5日に公表がされました。 洪水及び浸水被害は、降雨量だけではなく、様々な要因によってもたらされることから、河川の水位や市からの避難情報を積極的に取得していただき、早めの避難をお願いしたいと考えております。  【一般対策編 第2編 第2章 災害に強い宇治づくり】 【一般対策編 第3編 第6章 広報・広聴活動計画】	修正なし
18	①	菟道丸山地域について 菟道丸山地域は2012年、2013年に連続して水害被害を受けた。この時の災害の原因は太閤堤公園計画工事に関連する周辺のかさ上げの影響が大きい。その後配水設備の工事がなされているが、太閤堤公園計画による種々の工事によって京阪宇治駅付近まで埋め立て、かさ上げが進行しており、菟道丸山地域がすり鉢状に取り残され、水害リスクが高まっていると考える。  宇治川の河床低下について 宇治市水管橋の安全性について 戦川合流点の上流側にある水管橋は東宇治市民にいのちの水を届けている。この水管橋は天ヶ瀬ダム完成後まもなく設置され、天ヶ瀬ダム最大放流840トンに対応した設計である。水管橋は上に凸の放物曲線を描くはずなのに、現在真ん中が沈下していることが目視で確認できる。天ヶ瀬ダム1,500トン放流に耐えうるかどうか疑問がある。	宇治市防災計画において、河川等の管理につきましては国土交通省近畿地方整備局淀川事務所の所管となっており、堤防等の河川管理施設の管理や、淀川の水防予警報等の発表伝達の周知について定めており、太閤堤公園の工事により周辺の水害リスクが高まったとは伺っておりません。 水管橋の管理は宇治市水道部が行っており、点検もされていると伺っております。 今後も関係機関と情報を密にとり、連携を図ってまいりたいと考えております。  【一般対策編 第1編 第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱】	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
19	①	<b>宇治川右岸堤防の安全性</b> 一昨年6月大阪北部地震の時、宇治地域は震度5弱であった。水管橋と京滋バイパスの間の宇治川右岸堤防に亀裂が入り、緊急の補修がなされたと報じられた。丁度この場所の宇治川は戦川の河口が宇治川にせり出した狭窄部となっており、宇治川の河床低下に伴って川の断面が狭く深くなり、堤防の基礎が脆弱化している場所もある。	宇治市防災計画において、河川等の管理につきましては国土交通省近畿地方整備局淀河川事務所の所管となっており、堤防等の河川管理施設の管理や、淀川の水防予警報等の発表伝達の周知について定めており、堤防及び河川の巡回パトロール、点検等を行っておられ、安全性の低い区間が発見されれば必要な対策を検討した上で、実施されると伺っております。 今後も関係機関と情報を密にとり、連携を図つてしまいりたいと考えております。 いただきましたご意見については、関係機関に連絡させていただきます。  <b>【一般対策編 第1編 第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱】</b>	修正なし
20	①	<b>宇治橋から上流の河床掘削</b> 3年前宇治橋から朝霧橋の上流までの河床掘削が行われた。この影響がじわじわと広がっている。京阪宇治駅前のロータリーから府道にかけてかなり広い範囲に沈下が生じている。府道のアスファルトが補修されると、路面が歩道より高くなり、坂道を下った歩道に流れこむようになった。バスロータリー部分の沈下と亀裂は顕著である。また、これに大阪北部地震による影響で水管橋は上に凸の放物曲線を描くはずなのに、現在真ん中が沈下していることが目視で確認できる。もくわわり、宇治橋にも影響が出ている。	宇治市防災計画において、河川等の管理につきましては国土交通省近畿地方整備局淀河川事務所の所管となっており、堤防等の河川管理施設の管理や、淀川の水防予警報等の発表伝達の周知について定めており、宇治川の川床掘削工事につきましては、淀川河川事務所が所管されております。河道整備事業として川床の掘削を行うことにより、天ヶ瀬ダムの1500t放流の流下能力増強のための工事が実施されたものです。 京阪宇治駅の歩道、バスロータリー、宇治橋の影響についてですが、川床掘削の影響ではないと国より伺っています。また、水管橋につきましては、宇治市水道部により点検を行っているところです。 今後も関係機関と情報を密にとり、連携を図つてしまいりたいと考えております。 いただきましたご意見については、関係機関に連絡させていただきます。  <b>【一般対策編 第1編 第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱】</b>	修正なし
21	①	<b>天ヶ瀬森林公园展望台・ダム観光</b> 2013年天ヶ瀬ダム再開発のトンネル工事が本格的に着手された。このころからダム堰堤に亀裂が目立つようになった。 ダム堰堤右岸直上には天ヶ瀬ダム森林公园の展望台、休憩コーナー歩道があり、崖の前には柵がある。策を施されたコンクリート擁壁には亀裂が入りずれや沈下が認められる。また、大阪北部地震の折には堰堤右岸下流側の崖の崩落が拡大している。 宇治市はダム観光を打ち出そうとしているが、ダム周辺の安全性について検討しているかどうか明らかにしてもらいたい。	天ヶ瀬ダムの管理につきましては、国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所がダム施設の整備と放流、洪水調整に基づく防災管理や、淀川の洪水予報の発表伝達を定めております。河川等の管理につきましては国土交通省近畿地方整備局淀河川事務所の所管となっており、堤防等の河川管理施設の管理や、淀川の水防予警報等の発表伝達の周知について定めており、ダムの整備、河川の維持管理をされております。 今後も関係機関と情報を密にとり、連携を図つてしまいりたいと考えております。 いただきましたご意見については、関係機関に連絡させていただきます。  <b>【一般対策編 第1編 第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱】</b>	修正なし

## 資料 2

### ●関係機関等の意見・協議等によって修正した箇所

関係機関等の意見・協議等によって、修正した箇所については以下の通りです。

修正数 9 箇所

No	修正箇所	修正前、	修正後
1	一般対策編 第2編第4章 市民及び事業 者の防災行動 力の向上	第1節 市民の防災意識の向上と防災訓 練の実施 3. 自主防災組織の育成 (省略)、自主的に早めの避難行動を行 うための目安設定、取るべき避難行動を 時系列で整理した避難計画の作成を促 す。 (省略)	第1節 市民の防災意識の向上と防災訓 練の実施 3. 自主防災組織の育成 (省略)、自主的に早めの避難行動を行 うための目安設定、 <u>指定緊急避難場所ま でたどり着けない場合の次善の避難場所 の設定</u> 、取るべき避難行動を時系列で整 理した <u>タイムライン</u> （避難計画）の作成 を促す。 (省略)
2	一般対策編 第3編第7章 災害救助法の 適用	第1節 災害救助法の適用基準 2. 救助法の適用基準 (5) 多数の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれが生じた場合 であって、厚生省令で定める基準に該当 すること。	第1節 災害救助法の適用基準 2. 救助法の適用基準 (5) 多数の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれが生じた場合 であって、 <u>内閣府令</u> で定める基準に該当 すること。
3	一般対策編 第3編第13章 特に配慮を必 要とする人達 の安全確保	第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難 者対策計画 2. 交通情報の提供・一時収容施設等の 提供 (2) 帰宅支援拠点等の提供 (省略) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがある ため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦 の受入を優先する。	第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難 者対策計画 2. 交通情報の提供・一時収容施設等の 提供 (2) 帰宅支援拠点等の提供 (省略) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがある ため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦 の受入を優先する。 <u>また、拠点の確保に当たっては、男女の ニーズの違いや要配慮者等の多様なニー ズに配慮した運営に努める。</u>

No	修正箇所	修正前	修正後
4	震災対策編 第2編第3章 施設・構造物等の安全化	<p>第3節 建築物・公共施設等の安全化</p> <p>2. 多数の市民が利用する建築物</p> <p>(2) 既存建築物については定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。また建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で位置づけられた既設建築物については、指導、助言、指示等により耐震診断、耐震改修を促進する。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備</p> <p>(省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 応急危険度判定制度の推進 (省略)、各種演習等への参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。</p>	<p>第3節 建築物・公共施設等の安全化</p> <p>2. 多数の市民が利用する建築物</p> <p>(2) 既存建築物については定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。また建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で位置づけられた既存耐震不適格建築物については、指導、助言、指示等により耐震診断、耐震改修を促進する。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備</p> <p>(省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 応急危険度判定制度の推進 (省略)、各種演習等への参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。</p> <p>また、「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」において実施される研修会にも積極的に参加し、必要な知識を得る。</p>
5	震災対策編 第2編第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上	<p>第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>3. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進</p> <p>「災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合）」を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。</p>	<p>第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>3. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進</p> <p>「災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合）」を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。</p> <p>また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。</p>
6	震災対策編 第3編第5章 災害救助法の適用	<p>第1節 災害救助法の適用基準</p> <p>2. 救助法の適用基準</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。</p>	<p>第1節 災害救助法の適用基準</p> <p>2. 救助法の適用基準</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。</p>

No	修正箇所	修正前	修正後
7	震災対策編 第5編第5章 災害に強い安 全なまちづくりの推進	<p>5. 東南海地震、南海地震等の時間差発生による災害の拡大防止</p> <p>本市は東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、東海地震関連情報が発表された場合の対策等についても検討する。</p> <p>(1) 東南海地震、南海地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発</p>	<p>5. <u>南海トラフ沿いにおける複数の地震</u> <u>(削除)</u>の時間差発生による災害の拡大防止</p> <p>本市は<u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u>が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、<u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u>が同時又は連続して発生する恐れもあることから、<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>が発表された場合の対策等についても検討する。</p> <p>(1) <u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u> <u>(削除)</u>が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発</p>
8	震災対策編 第5編第6章 関係者との連 携協力の確保	<p>第2節 防災体制に関する事項</p> <p>2. 本市の対応</p> <p>本市は東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、東海地震関連情報が発表された場合の対策等についても検討する。</p>	<p>第2節 防災体制に関する事項</p> <p>2. 本市の対応</p> <p>本市は<u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u>が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、<u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u>が同時又は連続して発生する恐れもあることから、<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>が発表された場合の対策等についても検討する。</p>
9	事故対策編 第3編第17章 原子力発電所 事故灾害対策	<p>福井県に所在する原子力発電所は、本市から約70kmの距離に位置していることから、本市は京都府地域防災計画において「防災対策を重点的に充実すべき地域（以下、「関係市」）」には含まれていないが、原子力発電所事故発生後には、事故状況の把握はもとより、市民に対しての正確な情報提供、関係市（舞鶴市）への支援として広域一時滞在（一時避難）の受入れ（避難所の開設）、地場産業等に与える風評被害の防止等に、京都府及び関係市、その他防災関係機関と連携して対応していく必要がある。</p>	<p>福井県に所在する原子力発電所は、本市から約70kmの距離に位置していることから、本市は京都府地域防災計画において「<u>原子力災害</u>対策を重点的に充実すべき地域（以下、「関係市」）」には含まれていないが、原子力発電所事故発生後には、事故状況の把握はもとより、市民に対しての正確な情報提供、関係市 <u>(削除)</u>への支援として広域一時滞在（一時避難）の受入れ（避難所の開設）、地場産業等に与える風評被害の防止等に、京都府及び関係市、その他防災関係機関と連携して対応していく必要がある。</p>